

令和4年度山形県公共調達評議委員会 審議概要

- 1 開催日時： 令和5年3月22日（水）10:00～11:50
- 2 会 場： 県庁講堂
- 3 出席者： 委 員 五十嵐委員、楠委員、加藤委員、遠藤委員、大風委員、高橋委員
※國井委員は欠席（意見提出有り）
県・事務局 小林県土整備部長、阿部会計局次長など17名
- 4 議事
（1）建設工事関連
① 令和3・4年度の主な入札契約制度改善の取組状況について
② 令和5年度の主な入札契約制度改善の取組について
（2）物品・役務関連
「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組について
（3）その他

5 審議経過

（1）建設工事関連

- ① 令和3・4年度の主な入札契約制度改善の取組状況について【資料1】
- ② 令和5年度の主な入札契約制度改善の取組について【資料2】

委員	<p>業務委託の総合評価での発注件数が今年も少なかった。</p> <p>冒頭の挨拶でも働き手不足の話がありましたが、若手、女性技術者も増えてきております。</p> <p>数年前から若手と女性技術者の評価が行われていますが、若手女性技術者の評価型の発注件数が少ない。</p> <p>これは課題等があって発注できないのか、この評価型を今後このまま進めない形でいくのか、お聞きしたい。</p>
県	<p>新3Kと言っている中で、若手技術者にやりがい、希望を持っていただくため、若いうちから積極的に働くことが評価される取組みを様々な面で広報していく必要があると思います。</p> <p>また、女性技術者についても、色々な現場の環境等から見て、女性が活躍しやすい環境を整備していくことは、皆が働きやすい環境づくりに繋がりますので、女性の活躍を促していく総合評価も重要だと考えております。</p> <p>この2つの評価について、令和4年度は1件ということで、総合評価落札方式の案件自体が少ないということも有りますが、総合評価を増やしていくということ、若手や女性の幅広い活躍を増やしていくという評価の主旨に基づいて、業務の性質上問題のない案件については、活用が進むよう発注機関に働きかけていきたいと考えております。</p>
委員	<p>総合評価の発注そのものが少ない状況だということですが、若手女性評価型も含め、発注件数を増やしていただきたい。</p>

	<p>また、地質調査において、昨年度の公共調達評議委員会で総合評価の案件を増やしていくための改善案として、「地域精通企業評価型」の話があったわけですが、今年も総合評価型が少ない。</p> <p>何か課題や原因があるのでしょうか。</p>
県	<p>業務の規模などによって総合評価落札方式により発注するに至っていないということがあるのかと思っております。</p> <p>総合評価落札方式は一般競争入札との親和性が高いことから、地域的な対応力が反映される「地域精通企業評価型」の導入によって一般競争入札の発注をしやすくするねらいがありました。特に問題のない案件であれば、一般競争入札による総合評価落札方式の発注が増えてほしいと考えています。</p> <p>一方で、きめ細かな業者選定のできる指名競争入札のニーズも根強いいため、指名競争入札による総合評価落札方式が実施しやすいよう、来年度、電子入札システムを改修して評価値を自動計算したり、電子的に資料を提出できる機能を追加する予定です。</p> <p>総合評価落札方式を取り扱いやすい体制整備を進め、実績の拡大に向けて取り組んでまいります。</p>
県	<p>総合評価の実施状況としては、参考資料にあるとおり、業務委託では1割程度となっております。</p> <p>総合評価が増えない原因は、調査してみないと何ともいえませんが、設計金額が500万円以上の案件が対象となっており、業務委託については、個々の案件の金額が小さいものが多いことが一つの要因かと思えます。</p> <p>調査のうえ、どのような改善ができるか検討していきたいと考えております。</p> <p>工事の総合評価については、6割から7割行っておりますので、県の職員も「総合評価ができない」、「難しい」という感覚は持っていないと思います。業務委託についても積極的に活用していきたいと思っております。</p>
委員	<p>技術者の資格評価点について、先ほど補償コンサルタント業務のCPDについては改善ということでお聞きしておりますが、去年4月までの業務委託のガイドラインにおいて、7年以上の経験者3点、補償業務管理士資格者1.5点が、7月に同率の7年以上の経験者3点、補償業務管理士資格者3点に改定されました。これが、昨年度の評議委員会の議題に乗らなかったのですが、ポイントの変更というものは評議委員会にかける必要は無いのでしょうか。</p> <p>どの辺まで評議委員会における検討課題になるのかお聞きしたいです。</p>
県	<p>基本的には、大きな制度の見直しについては、評議委員会で審議していただくこととなります。</p> <p>今回お話ありました補償業務関係の技術者の評価につきまして</p>

	<p>は、既存のものに新しく項目が増えるものではなく、点数の調整という側面があり、昨年度は、それだけを取り上げてお諮りするまでは至らなかったところです。</p> <p>基本的には、評議委員会に上げさせていただいて、できるだけ御説明をさせていただきたいと思っておりますが、既存のもので、点数を調整するようなものについては、事務局側で直させていただいて、年度途中で、どうしても大きな変更をさせていただきたいということがあった場合は、書面なども含めて委員の皆様にご相談させていただきたいと思っております。</p>
委員	<p>我々業界にとって、点数の変更は非常に大きな問題。</p> <p>金額が大きければ大きいほど、1点というポイントに係る価格点が大変大きく変動します。改善になるポイントの変更は大変ありがたいのですが、4月から7月の間にガイドラインが改定されて出されますが、この3カ月に事前予告なく変更されると、会社としてもガイドラインをしっかりと読み込まないと入札に挑めない。また、価格を入れるにもポイントを計算して入れるので、数十万円金額が変わってくるということもありますので、事前にお知らせいただければありがたいと思っております。</p> <p>それと、7月に改正されたガイドラインの中で、事後評価、要するに指名型の総合評価の標準公告例の若手女性技術者の評価、その補償業務管理士の資格者のポイントは変更になってないんですよ。3点に1.5点となっています。</p> <p>これはどちらが正しいのかわからないので、変更があればそこまで直していただかないと。通常総合評価は、資格者は3点ですが、事後評価のものポイントは、このまま1.5点を使っているといった勘違いをしそうな部分がある。</p> <p>どちらが正しいか、教えていただきたいと思っております。</p>
県	<p>まず、1点の重みが大いということについては、私どもの認識が甘いということで、今後、丁寧に御説明させていただいたうえで対応したいと思っております。</p> <p>ガイドラインについては、修正漏れということの御指摘でしょうか。</p>
委員	<p>まず今、変更になってない。7年以上経験者が3点、それから補償業務管理士の資格者1.5点が4月まで、それが7月の改正で3点、3点となったが、事後評価の標準公告例の一覧が、7年以上の経験者3点、補償業務管理士が1.5点となっている。</p> <p>それから、若手女性技術者の総合評価のポイントは経験者が2点、資格者1点と変わってない。</p> <p>我々はガイドライン見て入札を行うものですから困るんです。</p>

県	<p>確認したところ、標準公告例の技術者評価の配点に修正漏れがあり、7年以上の経験者3点、資格者3点（若手女性技術者評価型は、7年以上の経験者2点、資格者2点）に修正を行います。</p>
委員	<p>資料2の中で、低入の話、基本的な事柄になってしまいますが、低入札価格制度と最低制限価格の使い分けはあるのでしょうか。</p>
県	<p>低入があった場合でも、それがきちんと施工ができる内容であるかを確認する低入札価格調査制度が本来的には好ましい制度と考えますが、数多くの案件の中で、全て調査をすることは、大きな事務的な負担となるため、最低制限価格制度は簡便な方法として、それぞれ活用したいと考えております。</p> <p>地方自治法上総合評価落札方式では最低制限価格制度は適用されないため、最低制限価格は価格競争の場合に用いる制度で、総合評価であれば低入札価格調査制度ということとなります。</p>
委員	<p>総合評価を拡大強化するというお話がありましたけども、低入対策も強化するということと解します。</p>
委員長	<p>本日、欠席の委員から意見が届いているということですので説明をお願いします。</p>
県	<p>欠席の委員から意見を頂いておりますので、概要と県の考え方について説明させていただきます。</p> <p>1番目にICT活用工事の評価については、ICTと週休2日と各々評価することについて異論は無いという意見をいただいておりますが、県の発注形態としまして、受注者希望というやり方を中心に行っておりますが、その中でⅠ型とⅡ型とございます。</p> <p>Ⅰ型が総合評価の加点点評価を行うもので、それ以外がⅡ型で総合評価の加点点評価に影響しない形となっております。</p> <p>委員からは、Ⅱ型を廃止し、全てをⅠ型の希望型にすることでICT活用の促進を図るべきであるという意見をいただいております。</p> <p>県としては、今のところ直ちにⅡ型を廃止するという考えは持っておりません。</p> <p>ICT活用に対応していない業者がまだかなり多い状況であるため、Ⅱ型を廃止してしまうと、新規に取り組む企業の入口を無くしてしまうことになるのではないかと考えております。</p> <p>まずは実績を増やし、ICT活用企業が多くなってきた時点でⅠ型、Ⅱ型の在り方について検討してまいりたいと思います。</p> <p>それともう1つ、ICT活用工事の評価には、山形県県土整備部が発注した工事の施工実績証明が必須となっておりますが、県の実績が少ないので東北地方整備局の実績も評価対象とすることで実績の積み上げに繋がるのではないかとこの意見をいただいております。</p>

これについては、これまで県の実績は少なかったのですが、昨年9月からICT実施モデル工事として、ICTが活用できる工事の金額要件等を緩和しており、企業がICT活用工事に手を上げやすくなるよう要領を改正しており、県の実績を増やすことに注力していきたいと考えております。

災害復旧と道路除雪の実績の評価対象の見直しについては、異論なしとの意見をいただいております。

復旧・復興JVについても異論は無いが、ただ、運用に当たっては、事前に建設業協会の意見を聞くようお願いしたいとの意見となっております。

これについては、地元企業が単独で施工ができない状況となった場合を想定しておりますので、条件が整ったら自動的に発動するものではなく、大規模災害が発生した際に、例えば入札不調が増える等の状況となった時に、地元建設業の状況等をお伺いしながら、適用を考えて運用していくものと考えております。

建設工事契約約款等の改正についても、異論は無いという意見を頂いております。

その他として3点ございます。

1つは、一部工事で実施されている予定価格の事前公表を、建設業の生産性向上、働き方改革の推進、経営の安定化、人材の確保を進めるため、撤廃してほしい。特に災害復旧工事については、「業務の執行の遅延を予め回避する必要のある工事」とされているが、品質確保、働き方改革、ダンピングによる下請企業へのしわ寄せを考慮すると事前公表の対象とすべきでない。また、不調対策として事前公表を行うことは原則に反している。国のように難工事指定によるインセンティブの付与による不調対策を講じるべきであるという意見でございます。

災害復旧工事について特に、事前公表できるということで行っているわけですが、ある程度、確実に事業を進めるということを行った場合、事前公表も活用しながら執行する必要はあるため、現時点では事前公表を無くすことは難しいと考えております。

続いて週休2日確保工事について、令和6年4月から建設業にも労働基準法の時間外労働上限規制が適用されるため、基本的に全ての工事で週休2日確保工事として工期設定や経費算定を行ってほしい。災害発生時の緊急工事等や、やむを得ない工事を除き、災害復旧工事も時間外労働の上限規制対象となることから、災害復旧工事についても、週休2日確保工事として発注すべきである。

災害復旧工事等について、週休2日確保工事の対象外として発注している例があるので、適切な工期設定、経費算定により発注を行ってほしいという意見をいただいております。これにつきましては、個別の事情はあると思いますが、災害復旧工事においても、で

	<p>きるものは極力週休2日確保工事として発注を行うよう、各発注機関に働きかけていきたいと考えております。</p> <p>続きまして、低入札調査基準価格の算定に関して意見を頂いております。</p> <p>各経費に一定の率を掛け計算を行うわけですが、令和4年4月1日から、国は低入札調査基準の算定式の改定を行い、一般管理費等について0.55から0.68に引き上げを行っており、経営の安定化に向けた改善が図られました。</p> <p>山形県の低入札調査基準の算定式についても、ダンピング防止による経営の安定化や賃金の確保を進めるため、一般管理費の算定式を0.65から国土交通省並みの0.68以上に引き上げていただきたいという内容です。</p> <p>実態としましては、県は独自の算定基準を採用しており、一般管理費が0.65と国より0.03ポイント低くなっております。一方で現場管理費の方が国よりも高くなっており、全体で見ますと、まだ県の調査基準価格の方が上回っている状況となっておりますので、今のところ、現在の算出方法を続けさせていただき、今後、現在の状況でデメリットが目立つようなことになってきた場合は、改めて見直しも視野に検討させていただきます。</p>
委員長	<p>欠席の委員からの意見に対してのお話がありました。</p> <p>簡単に言うと、業者さんの実情等に合わせて項目ごとに判断して対応して行きたいということですのでよろしいですね。</p> <p>他に御意見等ありますでしょうか。</p>
委員長	<p>他に御意見なければ、御説明いただいた件について、制度の見直しについての調整は事務局に一任していただくことよろしいですか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>

(2) 物品・役務関連

「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組について

【資料3】

委員	<p>「印刷物の製造請負に係る最低制限価格等の設定」について、過度な低価格での応札を防止するためには、予定価格の積算が大切。現在行われている入札案件では、紙代、資材代、人件費等がしっかり考慮されていて、実勢価格に近い予定価格となっていると思う。ただ、品質の確保の点で、現在、一般印刷物の原価率は73～75%となっている。70%だったのはちょっと前の時期となっており年数が経っている。品質確保の面から最低制限価格の70%という設定をもう少し上げていただきたい。</p> <p>最低制限価格が設定されているのは予定価格が30万円以上の印刷物となっているが、予定価格が30万円未満の印刷物について、どうしても受注したいとの気持ちから大変安い金額で応札する傾向がある。最低制限価格の設定を例えば予定価格20万円以上に引き下げることが検討いただきたい。</p> <p>「障がい者や高齢者等の社会参加に対する支援」について、障害者差別解消法において、障がいのある方、ない方がお互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指すことが目的になっている。現在県が発注する印刷物において、障がいのある方々に対しての配慮がなされているのだろうか。特に、色覚障がいや先端恐怖症といった一見分からない障がいを持った方々へ配慮がなされているのだろうか。ユニバーサルデザインやユニバーサルフォントといったものを仕様書に入れていただければと思う。メディアユニバーサルデザインの資格を有した人がフォントや色を調整しながら印刷物を作成することが、公共性の観点から大切だと思うので、考慮いただきたい。</p>
県	<p>印刷物の最低制限価格の設定関係では、全国的に上位に位置している。特に苦慮している点は、予定価格積算の基礎としている資料価格と実際の取引価格とでタイムラグが生じる点がある。紙卸業者を訪問し、適正価格把握のための資料単価にかかる資料提供を依頼したが、業界として非常に難しいとの回答であった。また、特に賃金の上昇に関しては、全国調査によると契約期間中の契約金額の変更について明確な対応を取っている都道府県は2県にとどまっているようである。多くの都道府県においては、発注部局が契約書に基づく協議で対応しているようである。対応している2県は物価スライド方式を一部導入しているようなので、研究しながら対応を考えていきたい。</p> <p>障がい者に対する配慮等に関しては、仕様等については基本的には発注部局の判断になるが、健康福祉部と相談しながら対応してい</p>

	きたい。
委員	業務委託における労働関係法令の遵守に関しては、形式的に文言として仕様書等へ明記されていればよいのか、実際に労働関係法令が遵守されているかの調査は基本的にしていないとのことでしょうか。
県	第一ステップとして契約書や仕様書に明記していこうという段階で、7割程度に留まっている状況。原因としては、契約更新にあたり、前回の契約書等と同様の契約書等を用いてしまっていることがある。各所属への通知、広報紙への掲載、担当者が活用する契約書ひな形への明記、会計事務指導における指導、明記していない発注所属への電話による直接指導等により明記の徹底に取り組んでいる。法令が実際に遵守されているかが重要であることから、次の段階で、こういった方法で調査できるかが課題となる。契約書に調査条項や調査への協力義務を盛り込んで、必要に応じて調査できるようにしたい。
委員長	仕様書以外の別紙などに、時間外労働の制限やハラスメントの防止など、具体的な法令内容は明記されているのか。
県	ひな形としては具体的な例示はしていない。
委員長	来年4月からは建設業界では時間外労働規制が施行されるが、今後例示についても考えてみてはどうか。
委員	業務委託における正職員の配置に関しては、人員の確保が難しい現状で正規職員に限定すると企業側で難しい側面があるのではないかと。 県として、正規職員配置に関する明記割合について、どのくらいが適正と考えているのか。
県	適正水準について、明確に設定はしていないが、一般的には高い方がよいと考えている。ただ、御指摘のとおり、現場によっては小規模公所等もあり正職員では対応できない場合もあるかと思うので、現場に合わせて柔軟な対応も必要と考えている。
委員長	物品・役務の調達に関する取組の方針について、今年度の取組の状況、今後の取組について御了承いただけたということでしょうか。細かいところは事務局の方にお任せするというご意向をお願いします。
各委員	異議なし。

(3) その他

委員長	その他、何かございますか。
委員	<p>最低制限価格の引き上げをお願いしたい。</p> <p>業務委託に関しては平均落札率が87.4%という形で上がっては来ているわけですが、発注量の状況、災害の状況によって競争で常に変動があります。</p> <p>国土交通省から賃上げの実施の宣言を行った企業への評価点の加算、さらに今年4月から月60時間を超える残業については更なる割増手当の支払いが労働基準法で定められましたし、また、限られた予算の中で業務を行わせていただいている訳ですが、会社独自で価格を決められない業界でありまして、担い手の確保・育成、経営の安定・健全性は喫急の課題と考えております。是非、最低制限価格、昨年度上げていただいたとは思いますが、今後も社会情勢の変化からも引上げを検討していただきたいをお願いしたい。</p>
県	<p>社会情勢の変化等厳しい状況にあることは同じ認識ですが、この場で最低制限価格を引き上げるべきと申し上げることはできません。状況を分析したうえでなければ言えませんが、こういった厳しい状況に対していろんな手を打ってほしいということは理解できますので、どのような手立てが効果があるのか、色々なデータを見て検討してまいりたいと思いますし、引き続き業界から御意見を伺いながら検討していきたいと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の審議を終了いたします。</p>